

議案第75号

大田原市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について
大田原市行政組織条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月29日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市行政組織条例等の一部を改正する条例

(大田原市行政組織条例の一部改正)

第1条 大田原市行政組織条例(平成17年条例第69号)の一部を次のように改正する。

第2条中「財務部」を「経営管理部」に改める。

- 「(2) 議会及び市の行政一般に関すること。
- (3) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (4) 情報システム及び広報広聴に関すること。
- (5) 防災及び防犯に関すること。
- (6) その他他の部の主管に属さないこと。

第3条中

財務部

- (1) 財政及び財産に関すること。
- (2) 市税の賦課に関すること。
- (3) 市税等の収納対策に関すること。
- (4) 契約及び検査に関すること。

- 「(2) 情報システ
- (3) 防災及び防
- (4) その他他の
- 経営管理部
- を (1) 議会、人事
- (2) 財産に関す
- (3) 財政に関す
- (4) 契約及び検
- (5) 市税の賦課

ム及び広報広聴に関すること。

犯に関すること。

部の主管に属さないこと。

及び市の行政一般に関すること。 に改める。

ること。

ること。

査に関すること。

及び市税等の収納対策に関すること。」

(大田原市議会委員会条例の一部改正)

第2条 大田原市議会委員会条例(昭和42年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「財務部」を「経営管理部」に改める。

(大田原市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第3条 大田原市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総合政策部」を「経営管理部」に改める。

(大田原市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第4条 大田原市行政不服審査法施行条例(平成28年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第14条中「総合政策部」を「経営管理部」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。